

四国電力株式会社「西条発電所1号機リプレイス計画環境影響評価方法書」に対する通知について

平成29年1月25日
経 済 産 業 省

四国電力株式会社「西条発電所1号機リプレイス計画環境影響評価方法書」については、環境の保全についての適正な配慮がなされており、電気事業法（昭和39年法律第170号）第46条の8第1項の規定による勧告をする必要がないと認められるため、本日、同条第2項の規定に基づき、四国電力株式会社に対し、その旨を通知した。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：愛媛県西条市
原動力の種類：汽力（超々臨界圧（USC:Ultra Super Critical））
出 力：50万キロワット

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成28年 3月31日
環境大臣意見受理	平成28年 6月10日
経済産業大臣意見発出	平成28年 6月24日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成28年 9月 1日
住民意見の概要等受理	平成28年10月31日
愛媛県知事意見受理	平成29年 1月12日
経済産業大臣通知発出	平成29年 1月25日

問い合わせ先：電力安全課 長村、松浦

電話：03-3501-1742（直通）